

## 保証確認書

株式会社関西メディア（以下甲という）と\_\_\_\_\_（以下乙という）  
とは、甲の業務に関して、次の事項を保証する事を確認する。

- 1、甲に対し今回発注し、また将来発注する CD 及び DVD、同じく BD、また DVD および BD のオーサリング、印刷物（ジャケット及び説明書等）に関し、乙は甲に対して下記の条項を保証し、責任をとるものとする。

（A）乙の発行する手紙、E-Mail、注文書、またはマスター納品書等に記載して甲に発注した CD、DVD および BD、DVD または BD オーサリング、印刷物（ジャケット及び説明書等）に関し、乙が該当する著作権・トレードマーク・パテント・ライセンスの合法的所有者（LICENSOR）またはライセンス保有者（LICENSEE）または合法的所有者より生産委託を受けたものであり、いかなる第三者（団体）の権利、またはいかなる第三者(団体)の同時発生的権利によって、いかなる製造制限、禁止を受けるものではない。

（B）乙は、乙より甲に対して発注された、上記（A）に明示された品目の注文の遂行に限定して、注文遂行のために甲が発注した製造工場（プレス・コピー・印刷）及び甲に対して、上記著作権・トレードマーク・パテント・ライセンスを使用する権限を与えるものとする。

（C）乙は、乙の発注に基づく甲の受注義務の遂行（甲の関連製造工場での上記製品の製造、乙または乙が指定する場所への納入）の結果、下記の事由により、第三者から甲及び甲の製造依頼工場に対して行われた、発注者である乙の責に基づくどんな種類のクレームまたは論争により発生した負債または損失に対し責任があり、下記の理由により法廷において決定した弁償金、及び法廷経費など、甲の関連製造工場及び甲が第三者に支払った、または法廷により確定し請求された全ての金額に関し弁済するものとする。但し、甲及び甲の関連工場の責に基づくものについて乙は弁済の責はないものとする。

### <事由>

乙の注文の遂行による、

- 1) いかなる人物及び団体の著作権・トレードマーク・パテント・ライセンス及び工業的または知的財産の侵害
- 2) 直接的または間接的な、いかなる法律に対する違反
- 3) 上記注文に基づく製品の生産、使用、販売、再販、又は流通
- 4) いかなる保証、義務、条項、契約に対する不履行

- 2、上記注文に関し甲の必要に応じて、International Federation of the photographic industry (I F P I)、The Motion Pictures Association、The Harry Fox Agencies 及び類似団体の代理人に甲が、相談及び保有情報の通知をする権利を与える。
- 3、上記保証及び義務が今回以降の注文に関しても継続して有効であることをここに確認する。

(乙)

令和        年        月        日

住所 〒 \_\_\_\_\_

企業名 \_\_\_\_\_

署名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_